



平成 29 年 1 月 26 日

各 位

会社名 三井造船株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中 孝雄
コード番号 7003、東証第一部
問合せ先 広報室長 木澤 厚夫
(TEL 03-3544-3147)

株式会社加地テック普通株式（証券コード：6391）に対する

公開買付けの開始に関するお知らせ

三井造船株式会社（以下「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、本日開催の取締役会において、株式会社加地テック（東証第二部、証券コード6391、以下「対象者」といいます。）を連結子会社化することを目的として、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

（1）本公開買付けの概要

当社は、本日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に上場している対象者株式 5,350,460 株（株式所有割合（注）32.31%）を所有し、対象者を持分法適用関連会社としております。

（注）「株式所有割合」は、対象者が平成 29 年 1 月 26 日に公表した「平成 29 年 3 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」（以下「平成 29 年 3 月期第 3 四半期決算短信」といいます。）に記載された平成 28 年 12 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数 17,180,000 株から、平成 29 年 3 月期第 3 四半期決算短信に記載された平成 28 年 12 月 31 日現在の対象者が所有する自己株式数 621,653 株を控除した数（16,558,347 株）を分母として計算しております（小数点以下第三位四捨五入）。以下同じです。

本公開買付けにおいては、対象者を連結子会社化することを目的とするものであること及び本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持し、対象者独自の事業運営を尊重する方針であることから、買付予定数の上限及び下限を 3,094,540 株（株式所有割合 18.69%）としております。なお、本公開買付けにより買付予定数の買付け等を行った後に当社が所有することになる対象者株式は 8,445,000 株（株式所有割合 51.00%）となります。

本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（3,094,540 株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。また、応募株券等の総数が買付予定数の上限（3,094,540 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

なお、対象者によって公表された平成 29 年 1 月 26 日付「三井造船株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、平成 29 年 1 月 26 日開催の取締役会において、本公開買付けが対象者の企業価値を高め、ひいては株主

価値の向上に資するものであり、また、本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）は、少数株主の利益保護に十分留意されていると判断したことから、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したものではなく、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であるため、対象者の株主としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることから、対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の判断に委ねることを決議したとのことです。対象者取締役会の意思決定の過程の詳細については、下記「（３）本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

（２）本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの目的及び背景

当社は、「社会に人に信頼されるものづくり企業であり続ける」ことを基本理念としております。

この企業理念のもと、船舶海洋、機械、プラント、社会インフラ、その他 IT・サービス関連など広範囲の事業分野において培った複合技術とグローバルな事業活動で積み重ねた経験を総合的に調和させた製品・サービスを提供する“ものづくり企業”として、社会や人々からの期待に応え信頼を高めることを経営の基本方針としております。

この基本方針に基づき、「顧客満足の向上」、「従業員尊重」、「社会発展への寄与」、「利益追求」を経営姿勢として掲げ、全てのステークホルダーに対して、企業として継続的に存続する価値を評価されるよう努めております。そのために、経営環境の変化に迅速に対応できる意思決定体制と株主重視の公正な経営システムの構築・維持に取り組んでおります。

当社は、平成 29 年に創立 100 周年を迎えるにあたり、平成 28 年 2 月、当社が目指す将来像や方向性、今後の 10 年間にわたる会社のあり方を示す長期ビジョン「MES Group 2025 Vision」を策定、発表いたしました。「MES Group 2025 Vision」では、当社グループが社会に貢献する領域として「環境・エネルギー」、「産業・社会インフラ」、「海上物流・輸送」の三つの分野を特定し、これらの分野におけるビジネスに当社の経営資源を集中的に投入していくことを唱えています。本公開買付けにより一層の強化を図る往復動圧縮機（Reciprocating compressor。以下「RC」といいます。）事業は、これら全ての分野に導入されるキーコンポーネントとして当社の機械事業の重要な柱と位置づけております。とりわけ当社においては、昭和 35 年に RC の製造を開始して以来、主にオイル&ガス業界向けの大型 RC を製造・販売しております。

一方、対象者は、明治 38 年に繊維機械メーカーである加地鉄工所として大阪市内で創立され、昭和 9 年に株式会社加地鉄工所に改組、昭和 37 年に大阪証券取引所市場第二部に上場いたしました。昭和 39 年には現在の本社・工場である美原工場が完成し、本社を現在地に移転、平成 3 年には社名を現在の株式会社加地テックに変更しております。現在は、空気・各種ガスの高圧・超高圧の小型 RC を主力製品とし、さまざまな用途に使用される RC を世界に供給しているほか、水素ガスを 1,100 気圧まで昇圧可能にした空冷オイルレス RC の開発を成功させるなど、その高い技術力は幅広い分野の需要家から評価されています。

当社は、対象者の主力製品である高圧・超高圧の小型 RC の取扱いによる水素ステーション分野（燃料電池自動車への燃料供給設備）への進出、海洋向け RC などの共同開発による新規事業の創出、対象者の小型 RC と当社の大型 RC をパッケージ化することによるオイル&ガス業界での事業拡大等、両社の協力関係を構築し、長期的な見地から両社の RC 事業の拡大を目指すために、平成 27 年 1 月 30 日付にて対象者との間で、RC 事業における以下の諸項目の協働を骨子とした資本業務提携基本契約（以下「資本業務提携基本契約」といいます。）を締結の上、同日、市場外の相対取引により丸紅株式会社から対象者株式 5,350,460 株（当時の議決権割合 32.48%）を取得価額 2,487,054,322 円で取得して対象者を持分法適用関連会社とし、爾来、両社の RC 事業の拡大に向けた取組みを進めてまいりました。

- (a) 技術・海外顧客等の当社経営資源を活用した対象者の新規・海外事業の拡大
- (b) 両社合わせた製品ラインアップの充実による、環境変化に動じない強固な事業基盤の構築
- (c) 共同技術開発による新製品・事業モデルの創出を梃子にした RC 事業の拡大

- (d) 人材の交流・融通を通じたノウハウの共有による組織力の強化
- (e) 材料・部品購買に関する共同施策によるコスト低減と業務効率化

当社及び対象者は、資本業務提携基本契約に基づき、両社の RC 事業において、水素ステーション向け超高压 RC や海洋向け RC での技術交流と拡販、及びオイル&ガス業界の当社の海外顧客に対する対象者小型 RC 拡販など、相互の事業拡大に向け協力してまいりました。また、当社及び対象者は、①両社タスクフォースチームによる、営業、設計、購買、製造、品質保証、アフターサービス等に関する具体的な協働プログラムの推進、及び②人材交流及び人的資源の相互活用並びに協働に基づく人材育成等の施策を実施することにより、シナジーを創出するとともに、相互の信頼関係の醸成が進むなど、両社の提携関係は一定の成果を挙げております。

他方で、資本業務提携基本契約に基づく提携の骨子である上記協働を実際に進める中、次第に次のような課題が浮かび上がり、当社が対象者を持分法適用関連会社とする現在の資本関係に基づく提携の限界も見えてまいりました。

i. 事業戦略の統合の必要性

同じ RC 事業とはいえ、両社の主たる対象市場が異なる（当社はオイル&ガス業界向け、対象者は一般産業向け及び水素関連）ため、両社の①販売戦略（顧客への直接販売、あるいは代理店活用）、②開発戦略（開発テーマの優先順位付け）等の差異が当初の想像以上に大きく、当社としては資本業務提携基本契約に基づく提携の実効性を高め、両社の RC 事業をトータルで拡大していくためには、両社協働プログラムに基づく個別の相互協力アクションの遂行で満足するのではなく、両社の事業戦略自身を統合することが必要ではないかと考えるに至りました。

ii. 両社人材の最適配置の必要性

必ずしも各社の人的資源が十分ではない中、両社において同時並行的に戦略アクションが実行されるため、当社としては、両社において、一時的な人的交流に止まらず、両社の人材全体を俯瞰して両社の RC 事業トータルで最適となる人員配置を可能にする体制が必要であると考えております。

iii. シナジーの一層の追求とグループとしての RC 事業の一体化推進の必要性

現状の両社タスクフォースチームによる協働プログラムが各社事業の強化及び弱点の克服に現に貢献している一方、現下の共同作業における両社の視点が概して自社事業の拡大に止まり、両社の協働によってこそ創出し得る領域に至っていないのも事実であります。当社としては、資本業務提携基本契約に基づく提携関係の真の果実を享受するためには、両社 RC 事業のシナジーを一層追求し、グループとして一体化した形で RC 事業を共同運営していくことが不可欠であると判断した次第です。

原油価格の大幅な変動、中国やブラジルをはじめとする新興国経済の変調等、両社の資本業務提携基本契約締結後に事業環境が著しく変化する中、両社が RC 事業における熾烈な競争を勝ち抜き、両社が将来にわたって永続的に企業価値を向上させていくためには、以上の新たな課題を克服し、既存の事業領域の環境変化に機敏に対応、あるいは時代のニーズに合致した新製品を継続的に創出し、両社の経営資源を最大限に融合させ有効に活用した事業展開を図っていくという戦略目標が不可欠であります。

当社は、上記の現在の資本関係に基づく提携の限界に関する認識の下に、今後の協力関係について対象者と協議を重ね、平成 28 年 8 月中旬に、対象者に対し、当社による対象者の連結子会社化に関する提案を行いました。その後、当社は、同年 10 月中旬から 12 月上旬にかけて対象者に対するデュール・ディリジェンスを実施の上、同年 12 月上旬以降、本公開買付価格をはじめとする本公開買付けの諸条件等について、協議を重ねてまいりました。当社は、当該協議の結果を踏まえ、対象者株式を追加取得して対象者を当社の連結子会社とすることにより、両社間の協力関係を円滑にすることが、上記の戦略目標を対象者と共有し、現実達成するために必要な方策と判断したことから、今般、平成 29 年 1 月 26 日開催の取締役会において、対象者株式を本公開買付けにより取得することを決議した次第です。当社は、対象者を当社の連結子会社とし、両社の事業戦略を統合し、RC 事業の一体運営を行うことで、RC 事業の更なるシナジーの実現が可能となり、両社事業の更なる拡大と両社の企業価値向上が期待できると判断しております。具体的なシナジーとしては、事業戦略の共有と営業・設計・開発要員の最適配置による海外市場、特にアジア・中東市場における販路の拡大と設計・開発の効率化及びスピード

アップ、材料・部品等の共同購買の深化による製造コストの更なる低減、当社ネットワークを活用した対象者アフターサービス事業、特に海外におけるアフターサービスの拡大等を見込んでおります。なお、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けの実施に当たっては、当社が本公開買付けにより対象者株式を追加取得した後の株式所有割合を 51.00% (追加取得後の保有株式総数 8,445,000 株) に設定しております。

対象者が今日の地位を築いた大きな要因として、上場企業として独立自尊の風土を背景とした高い技術力や製品開発力が挙げられます。対象者株式の上場を維持することは、対象者の経営の自主性を維持し、こうした独立自尊の風土の毀損を防ぐだけでなく、高い技術力や製品開発力に基づいた独自の事業展開も可能にさせ、対象者の事業を拡大していくために重要な要素と認識しております。

本公開買付けによる対象者株式追加取得後の株式所有割合の上限値 (51.00%) につきましては、現下の両社の協働における課題を解決し両社 RC 事業のシナジー拡大を図ることができる一方、対象者の強みを継続して活かすことができる値と考えております。

② 本公開買付け後の経営方針

上記「① 本公開買付けの目的及び背景」に記載のとおり、当社及び対象者は、既に両社タスクフォースチームによる協働プログラムを開始しており、一定の効果を挙げておりますが、対象者は、当社の子会社となることにより、海外を含む販路の拡大、新製品の開発や用途開発、製造コストの低減等の面で、当社が持つ情報や技術及びノウハウをより戦略的に活用できるようになります。これまでの成果である各社 RC 事業の強化、拡大に加え、統合された事業戦略に基づく事業の一体運営を行うことにより、グループとしての RC 事業の競争力の向上と新規事業領域の創出を実現させることができるようになるものと見込んでおります。

当社は、3年ごとに中期経営計画 (以下「中計」といいます。) を策定し、中期的視点に立った経営を行っており、平成 29 年度は、「MES Group 2025 Vision」を踏まえた新たな中計がスタートする事業年度となります。現在、同中計の策定を進めているところでありますが、一方、対象者も平成 28 年度が現中計の最終年度であることから、平成 29 年度からの新たな 4 ヶ年の中計の策定作業を開始しているとのことです。本公開買付けを機に両社の事業戦略に関する協議を深め、両社の中計を協働して策定することにより、両社の RC 事業運営の一体化を実効性のあるものとする可以考虑しております。さらに、両社単年度事業計画において同中計を具体的な施策に落とし込み、更なるシナジーを具体的に創出してまいります。

なお、対象者の現在の経営陣及び従業員には、引き続き事業の発展に尽力願いたいと思っております。特に経営陣につきましては、取締役会メンバーの継続性が重要と認識しており、対象者のプロパーの役員には留任を頂くことを予定しております。なお、当社から対象者に対する追加的な取締役の派遣については現時点で未定です。また、対象者からは、本日現在、対象者の社外監査役である阿部昌彦氏及び宇治田政利氏並びに対象者の補欠監査役である三宅一徳氏がいずれも公開買付者の従業員であるため、本公開買付けの決済日後に社外監査役の要件を満たさなくなることに伴い、本公開買付けが成立した場合、平成 29 年 3 月 16 日に、臨時株主総会を開催し、同人らに代わる監査役 2 名 (飯塚芳正氏、多田敏夫氏) 及び補欠監査役 1 名 (岩水勝彦氏) を選任する予定であり、当該監査役及び補欠監査役が選任された場合、当該臨時株主総会終結時をもって阿部昌彦氏及び宇治田政利氏が対象者の監査役を辞任し、また三宅一徳氏が補欠監査役を辞任する予定であるとの説明を受けております。

(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在において対象者は当社の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、当社及び対象者は、当社が対象者株式 5,350,460 株 (株式所有割合 32.31%) を所有し、対象者を持分法適用関連会社としていること、及び対象者に対し当社から取締役 3 名及び監査役 2 名を派遣している状況を考慮し、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下の措置を実施いたしました。なお、以下の記述のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付け価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券株式会社 (以下「大和証券」といいます。) に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。

た。なお、大和証券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

当社が大和証券から取得した対象者の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の詳細については、下記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「①算定の基礎」及び「②算定の経緯」をご参照ください。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定報告書の取得

対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社（以下「デロイトトーマツ」といいます。）に対して、対象者株式の価値算定を依頼し、平成29年1月25日付で株式価値算定報告書を取得したとのことです。なお、デロイトトーマツは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。また、対象者はデロイトトーマツから本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

デロイトトーマツは、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者が東京証券取引所市場第二部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、さらに将来の事業活動の状況を算定に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して、対象者株式の価値を算定しているとのことです。デロイトトーマツが上記各手法に基づき算定した対象者株式の1株当たり株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりであるとのことです。

市場株価法：273円～282円

DCF法：299円～420円

市場株価法では、平成29年1月25日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第二部における基準日終値282円、対象者が平成29年1月19日に業績予想修正を公表していることから、業績予想修正公表後の平成29年1月20日から算定基準日までの終値単純平均値276円（小数点以下を四捨五入。以下終値単純平均値の計算について同様です。）、直近1ヶ月間の終値単純平均値274円、直近3ヶ月間の終値単純平均値275円、直近6ヶ月間の終値単純平均値273円を基に、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を273円から282円までと分析しているとのことです。

DCF法では、対象者の平成29年3月期から平成33年3月期までの事業計画（かかる事業計画には、対象者が平成29年1月19日に公表した業績予想修正を織り込んでいるとのことです。）における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、平成28年10月以降に対象者が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を299円から420円までと分析しているとのことです。

なお、デロイトトーマツが算定に用いた対象者の事業計画については、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、平成29年3月期に国内市場において拡販を見込んでいた燃料電池車を主体とする水素ビジネス関連事業のうち、水素ステーションの設備投資実施件数が当初見込みより減少したことに加え、操業度の低下により製品原価が増加したことにより採算が悪化したことから、営業利益が340百万円と予想しているとのことです。平成30年3月期は、原油価格上昇による設備投資の回復、飲料関連（ペットボトル成型用圧縮機）需要の増加、水素ステーション以外の水素サプライチェーン向け各種圧縮機の需要増加により、営業利益は平成28年3月期と同レベルである500百万円前後と見込んでおり、前事業年度対比で大幅な増益を見込んでいるとのことです。なお、その他の事業計画期間については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はないとのことです。

デロイトトーマツは、対象者株式の株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。加えて、対象者の財務予測に関する情報については、対象者の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。また、対象者の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して、独自の評価・査定は行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。

デロイトトーマツの分析は、平成29年1月25日までの上記情報を反映したものであるとのことです。

③ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本公開買付けに係る対象者取締役会の意思決定の過程における透明性及び公平性を確保するために、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである弁護士法人大江橋法律事務所（以下「大江橋法律事務所」といいます。）を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。

④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見

対象者は、資本業務提携基本契約締結後の原油価格の低迷によるオイル&ガス業界の設備投資意欲、水素ステーション向け市場の動向など、対象者を取り巻く事業環境が著しく変化中、その変化に対応すべく、当社との間で、本公開買付け価格その他本公開買付けの諸条件について慎重に協議・検討を行ってきたとのことです。なお、対象者は、このような協議・検討の過程で、本「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるデロイトトーマツに対し、対象者株式の価値算定を依頼し、株式価値算定報告書を取得し、また、対象者のリーガル・アドバイザーとして、大江橋法律事務所から法的助言を得ているとのことです。

上記協議・検討の結果、対象者は、対象者が当社の持分法適用関連会社から連結子会社になり、両社の事業戦略を統合し、より一層RC事業の一体運営を進めることで、当社が得意とする海外事業、特にアジア・中東市場における販路の拡大、海洋向け関係も含めた幅広い事業分野における時代のニーズに合致した新製品の共同開発、大規模な生産設備の活用、総合的見地に立った人的資源の相互活用等、更なるシナジーの深化が可能となることから、本公開買付けが対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものであり、また、本公開買付け価格は、平成29年1月25日にデロイトトーマツより取得した株式価値算定報告書に示された算定額のうち、市場株価法による算定額（273円～282円）の範囲を上回り、DCF法による算定額（299円～420円）の範囲内に含まれており、かつ、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の本公開買付けの公表日の前営業日である平成29年1月25日の終値に対して一定のプレミアムが付されていることを踏まえ、少数株主の利益保護に十分留意されていると判断したことから、平成29年1月26日開催の対象者取締役会において、対象者取締役9名のうち、以下のとおり本公開買付けについて利害関係のある3名を除く取締役6名の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。

また、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したものではなく、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であるため、対象者の株主としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることから、対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の判断に委ねることを、併せて決議したとのことです。

また、上記対象者取締役会では、対象者監査役3名のうち、以下のとおり本公開買付けについて利害関係のある2名を除く対象者監査役1名が、本公開買付けに関して賛同する旨を決議することに異議がない旨の意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の判断に委ねる旨を決議することに異議がない旨の意見を表明しているとのことです。

なお、対象者取締役のうち、上田成樹氏は当社から出向しており、また、岡良一氏及び山本聡氏は当社の従業員であるため、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けに関する全ての議案について、その審議及び決議には一切参加していないとのことです。また、対象者監査役のうち、阿部昌彦氏及び宇治田政利氏は当社の従業員であるため、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けに関する全ての議案について、その審議には一切参加していないとのことです。

(4) 本公開買付け後の株券等の追加取得予定

当社は、対象者を連結子会社化することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けによってその目的を達成した場合には、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得することは、現時点で予定しておりません。他方、本公開買付けによる応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合、対象者と対応方針を協議する予定ですが、現時点で、具体的な対応方針は未定であり、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得する具体的な予定はありません。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、当社は、買付予定数の上限を 3,094,540 株（株式所有割合 18.69%）として本公開買付けを実施いたします。そのため、本公開買付け後の当社の対象者株式の株式所有割合は最大で 51.00%に留まり、本公開買付け後も対象者株式の東京証券取引所市場第二部における上場は維持される予定です。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社加地テック	
② 所 在 地	大阪府堺市美原区菩提 6 番地	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 中澤 敬	
④ 事 業 内 容	ガスコンプレッサ・空気コンプレッサ・関連周辺機器・ SF6 ガス回収装置・天然ガス充填装置・繊維機械・鋳造品・溶接品 上記製品の製造販売	
⑤ 資 本 金	1,440 百万円（平成 28 年 9 月 30 日現在）	
⑥ 設 立 年 月 日	昭和 9 年 2 月 1 日	
⑦ 大 株 主 及 び 持 株 比 率 （平成 28 年 9 月 30 日現在）	三井造船株式会社 株式会社神戸製鋼所 MSIP CLIENT SECURITIES（常任代理人 モルガン・ スタンレーMUFG 証券株式会社） 加地取引先持株会 丸紅株式会社 株式会社みずほ銀行 DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613（常任代理人 ドイツ証券株式会社） みずほ信託銀行株式会社 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 株式会社三菱東京UFJ 銀行	31.14% 4.07% 3.80% 3.29% 3.19% 1.97% 1.83% 1.76% 1.59% 1.16%
⑧ 公開買付者と対象者の関係		
資 本 関 係	当社は、対象者株式 5,350,460 株（株式所有割合 32.31%）を所有し、対象者を持分法適用関連会社としております。	
人 的 関 係	当社より、対象者に取締役 1 名（上田成樹氏）が outwarding しております。また、取締役 2 名（岡良一氏及び山本聡氏）並びに監査役 2 名（阿部昌彦氏及び宇治田政利氏）が当社と対象者を兼務しております。	
取 引 関 係	対象者は当社への資金の預託並びに圧縮機及びその周辺部品の販売を行っております。	
関 連 当 事 者 へ の	対象者は当社の持分法適用関連会社であるため、関連当事者に該	

該 当 状 況	当します。
---------	-------

(2) 日程等

① 日程

取締役会決議	平成29年1月26日(木曜日)
公開買付開始公告日	平成29年1月27日(金曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	平成29年1月27日(金曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

平成29年1月27日(金曜日)から平成29年3月9日(木曜日)まで(30営業日)(以下「公開買付期間」といいます。)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金364円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、大和証券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。大和証券は、当社からのかかる依頼に基づき、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行っており、当社は平成29年1月24日に大和証券より本株式価値算定書を受領し、株式価値の算定結果の報告を受けております。なお、当社は、大和証券から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。

大和証券による対象者株式1株当たり株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

市場株価法	: 273円～275円
DCF法	: 355円～405円

市場株価法では平成29年1月24日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の基準日終値273円、対象者が平成29年1月19日に業績予想修正を公表していることから、業績予想修正公表後の平成29年1月20日から基準日までの終値単純平均株価273円(小数点以下を四捨五入。以下終値単純平均株価の計算について同様です。)、過去1ヶ月間の終値単純平均株価273円、過去3ヶ月間の終値単純平均株価275円及び過去6ヶ月間の終値単純平均株価273円を基に、273円から275円までと算定されております。

また、DCF法では平成29年3月期から平成33年3月期の対象者の事業計画(かかる事業計画には、対象者が平成29年1月19日に公表した業績予想修正を織り込んでおります。)に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考える前提を考慮した上で、対象者が平成28年10月以降生み出すフリー・キャッシュ・フローを、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して評価した株式価値を基に、355円から405円までと算定されております。なお、上記の事業計画期間において大幅な増益が見込まれる事業年度が含まれています。具体的には、平成29年3月期に国内市場において拡販を見込んでいた燃料電池車を主体とする水素ビジネス関連事業のうち、水素ステーションの設備投資実施件数が当初見込みより減少したことに加え、操業度の低下により製品原価が増加したことにより採算が悪化したこと等

から、営業利益の大幅な減少を予想しているとのことですが、平成30年3月期は、平成28年3月期と同水準にまで回復すると見込まれることから、前事業年度対比で大幅な増益を見込んでいるとのこと。なお、その他事業計画期間について、大幅な増益を見込んでいる事業年度はございません。

当社は、大和証券から取得した本株式価値算定書の結果のほか、当社において平成28年10月中旬から12月上旬にかけて実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の直近6ヶ月間の市場株価動向、対象者との間の協議・交渉等の経過等に鑑み、平成29年1月26日、本公開買付価格を364円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格364円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成29年1月25日の対象者株式の東京証券取引所市場第二部における終値（282円）に29.08%のプレミアム（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの計算において同じとします。）を、対象者が平成29年1月19日に業績予想修正を公表していることから、業績予想修正公表後の平成29年1月20日から本公開買付けの公表日の前営業日である平成29年1月25日までの終値単純平均株価（276円）に31.88%のプレミアムを、過去1ヶ月間（平成28年12月26日から平成29年1月25日まで）の終値単純平均株価（274円）に32.85%のプレミアムを、過去3ヶ月間（平成28年10月26日から平成29年1月25日まで）の終値単純平均株価（275円）に32.36%のプレミアムを、過去6ヶ月間（平成28年7月26日から平成29年1月25日まで）の終値単純平均株価（273円）に33.33%のプレミアムをそれぞれ加えた額に相当します。

なお、当社は、平成27年1月30日に、丸紅株式会社から、市場外取引により対象者株式5,350,460株を1株当たり464.83円で取得しております。本公開買付価格（1株当たり364円）と当該取得価格（464.83円）の間には、100.83円の差異が生じております。これは、当該取得価格と本公開買付価格それぞれの価格決定時期の相違により対象者株式の市場株価が異なることに加え、当該取得価格が取得日の前営業日である平成27年1月29日の対象者株式の東京証券取引所市場第二部における終値（470円）に1.1%のディスカウントを行った額であるのに対し、本公開買付価格は、上記のとおり、本公開買付けの公表日の前営業日である平成29年1月25日の対象者株式の東京証券取引所市場第二部における終値（282円）に29.08%のプレミアムを加えた額であるためです。

② 算定の経緯

（本公開買付価格の決定に至る検討）

当社は、平成28年12月下旬に、対象者に対して本公開買付けに関する概要、背景、メリットの説明を行うとともに、対象者に対し、かかる提案が平成28年10月中旬から12月上旬にかけて実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果及び対象者株式の直近6ヶ月間の市場株価動向等を踏まえた提案であることを説明し、公開買付価格を1株当たり358円としたい旨の提案を行いました。当該提案に対して、対象者からは、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否の理由から、公開買付価格の引き上げ要請がありました。その後、以下の検討に加え、対象者株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募の見通し、平成29年1月24日に大和証券から受領した本株式価値算定書等を総合的に勘案し、本公開買付価格を決定いたしました。

（本公開買付価格の検討）

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、大和証券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。当社は、平成29年1月24日に大和証券より本株式価値算定書を受領し、株式価値の算定結果の報告を受けております。なお、当社は、大和証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。大和証券による対象者株式1株当たり株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

市場株価法	: 273円～275円
DCF法	: 355円～405円

当社は、本公開買付価格の決定にあたって大和証券から取得した本株式価値算定書の結果を踏まえつつ、当社において平成28年10月中旬から12月上旬にかけて実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の直近6ヶ月間の市場株価動向、対象者との間の協議・交渉等の経過等を総合的に勘案し、平成29年1月26日、本公開買付価格を364円と決定いたしました。

③ 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である大和証券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3,094,540 株	3,094,540 株	3,094,540 株

(注1) 本公開買付けにより買付予定数の買付け等を行った後に当社が所有することになる対象者株式が8,445,000株（株式所有割合51.00%）となるように買付予定数の上限及び下限を設定しております。応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,094,540株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（3,094,540株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	5,350 個	(買付け等前における株券等所有割合 32.31%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	46 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.28%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	8,445 個	(買付け等後における株券等所有割合 51.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	46 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.28%)
対象者の総株主等の議決権の数	16,460 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数3,094,540株に係る議決権の数3,094個に、「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」5,350個を加えた議決権の数を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成28年11月14日に提出した第84期第2四半期報告書に記載された平成28年9月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を1,000株として記載されたもの）を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、平成29年3月期第3四半期決算短信に記載された平成28年12月31日現在の対象者の発行済株式総数（17,180,000株）から、平成29年3月期第3四半期決算短信に記載された平成28年12月31日現在の対象者の保有する自己株式数（621,653株）を控除した株式数（16,558,347株）に係る議決権の数（16,558個）を分母として計算しております。

(注4) 特別関係者の所有株券等（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）も本公開買付けの対象としているため、

特別関係者から応募があった場合には、当該特別関係者による応募に係る株券等の全部又は一部の買付けを行うこととなります。かかる買付けを行った場合には、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は46個を下回ることとなります。

(注5)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 1,126,412,560円

(注)「買付代金」は、本公開買付けの買付予定数(3,094,540株)に対象者普通株式1株当たりの買付価格(364円)を乗じた金額です。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者の名称及び本店の所在地

大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成29年3月16日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

④ 株券等の返還方法

下記「(9)その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の全部又は一部の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主口座の状態に戻すことにより返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,094,540株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(3,094,540株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たないときは、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付け等を行います。但し、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えるときは、買付予定数の上限を下回らない数になるまで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元

(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)を減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつた場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面(公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面)を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までには到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに上記「(8) 決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

当社は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

当社が公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。)は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂

正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成29年1月27日（金曜日）

(11) 公開買付代理人

大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

(2) 今後の業績への見通し

本公開買付けによる今期業績予想に与える影響は現在精査中であり、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた際には、速やかに開示いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成29年1月26日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したものではなく、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であるため、対象者の株主としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることから、対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の判断に委ねることを、併せて決議したとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、上田成樹氏は当社から出向しており、また、岡良一氏及び山本聡氏は当社の従業員であるため、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定において、公平性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けに関する全ての議案について、その審議及び決議には一切参加していないとのことです。

また、上記取締役会では、当社の従業員である阿部昌彦氏及び宇治田政利氏の2名を除く対象者の監査役1名が、本公開買付けに関して賛同する旨を決議することに異議がない旨の意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の判断に委ねる旨を決議することに異議がない旨の意見を表明しているとのことです。

詳細については、上記「1. 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 業績予想の修正について

対象者は、平成29年1月19日に「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しており、その概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

平成29年3月期通期個別業績予想数値の修正（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想(A)	6,000	480	480	320	19.32
今回修正予想(B)	5,000	340	340	230	13.89
増減額(B-A)	△1,000	△140	△140	△90	-
増減率(%)	△16.7	△29.2	△29.2	△28.1	-
(ご参考)前期実績 (平成28年3月期)	5,424	500	504	319	19.28

② 「平成29年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」の公表

対象者は、平成29年1月26日に平成29年3月期第3四半期決算短信を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の損益状況は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

i. 損益の状況

会計期間	平成29年3月期第3四半期累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)
売上高	3,144,437千円
売上原価	2,295,464千円
販売費及び一般管理費	667,878千円
営業外収益	9,031千円
営業外費用	1,622千円

四半期純利益	125,534 千円
--------	------------

ii. 1株当たりの状況

会計期間	平成29年3月期第3四半期累計期間 (自平成28年4月1日至平成28年12月31日)
1株当たり四半期純利益	7.58 円
1株当たり配当額	—

③ 臨時株主総会の開催について

対象者の社外監査役である阿部昌彦氏及び宇治田政利氏は当社の従業員であり、本公開買付けが成立した場合は、当社が対象者の親会社に該当することになることから、社外監査役の要件を満たさなくなり、その場合、対象者の社外監査役が不在となる可能性があります。同様に、対象者の補欠監査役である三宅一徳氏も当社の従業員であり、本公開買付けが成立した場合は、当社が対象者の親会社に該当することになることから、同氏は、対象者の社外監査役が欠けた場合の代わりになりえないこととなります。

従って、対象者は、上記社外監査役及びその代わりとなる補欠監査役が不在となる事態に備えるため、本公開買付けが成立した場合は、平成29年3月16日に臨時株主総会を開催し、上記社外監査役の代わりとなる監査役2名及び上記補欠監査役の代わりとなる補欠監査役1名を選任する予定とのことです。

なお、本公開買付けが成立し、当該監査役及び補欠監査役が選任された場合は、同臨時株主総会の終結時をもって、阿部昌彦氏及び宇治田政利氏が対象者の監査役を辞任し、また三宅一徳氏が補欠監査役を辞任する予定とのことです。詳細につきましては、対象者が本日公表した「臨時株主総会の招集、臨時株主総会招集のための基準日設定及び付議議案決定並びに社外監査役及び補欠監査役の辞任に関するお知らせ」をご参照下さい。

以 上